契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	垂水処理場　濃縮棟脱臭設備工事

契約変更後の工事概要

・構造物撤去工　　一式
・本体築造工　　一式
・付帯工　　一式
・神戸市工事請負契約約款第 38 条第 3 項により各会計年度の支払限度額、出来高予定額の変更を行う。

契約変更の理由

１．構造物撤去及び埋戻しに際し、現地を詳細に確認した結果、当初想定していた重機による施工が困難であることが判明し、施工方法を人力による施工に変更する。

２．スラブ(側面)等の構造物撤去痕の表面仕上げの為、断面修復工を追加する。

３．その他、現地精査の結果、各工種の数量に増減が生じる。

４．予算の都合による。

（公表様式第６号）